

佐賀県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十一月二十六日から平成二十二年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 藤原松瀬線	佐賀市大和町大字松瀬字久郎四四八番一地从から 佐賀市大和町大字松瀬字久郎四五〇番一地从先まで	平成二二・一一・二六
	佐賀市大和町大字松瀬字久郎四〇八番三地从から 佐賀市大和町大字松瀬字久郎三五一番地先まで	"